

番号	章	分類	区市町村	事業名	事業内容	開始年月
73	5-2	社会参加の支援	江戸川区	熟年福祉センター (江戸川区立くつろぎの家)	○憩いの場(健康補助及び増進、教養の向上及びレクリエーションなど)	昭和42年 5月
74	5-2	社会参加の支援	江戸川区	熟年文化祭	○芸能・作品・俳句短歌などの文化活動の総合発表会	昭和33年 10月 昭和42年 9月 平成元年 8月
75	5-2	社会参加の支援	江戸川区	くすのきカルチャーセンターの運営	○趣味・教養のカルチャー教室	昭和52年 4月
76	5-2	社会参加の支援	江戸川区	さわやか体育祭	○区民参加の体育祭	昭和57年 10月
77	5-2	社会参加の支援	江戸川区	くすのきクラブ	○老人クラブへの活動助成	昭和33年 10月
78	5-2	社会参加の支援	江戸川区	囲碁・将棋大会	○実力別のクラスに分かれてのトーナメント戦	昭和52年 8月
79	5-2	社会参加の支援	立川市	シルバー人材センター会員による地域班活動	○公園等の清掃、団地等の夜間パトロール、配食サービス、交通安全指導巡回、ふれあいサロンなど	平成7年 6月
80	5-2	社会参加の支援	武蔵野市	テンミリオンハウス事業	○市民共助の取組に対する民家等を改修した建物の提供、運営支援	平成11年 4月
81	5-2	社会参加の支援	小金井市	ひとりぐらし等高齢者会食会事業	○市内公共施設やその他の施設での会食・懇談会	平成3年 5月
82	5-2	社会参加の支援	小金井市	高齢者(いきいき)農園事業	○野菜や草花等の栽培のための農園貸し出し	昭和49年 4月
83	5-2	社会参加の支援	小金井市	高齢者(いきいき)活動推進事業	○市内の老人福祉施設を拠点とした趣味・スポーツ・健康・教養活動	昭和63年 8月
84	5-2	社会参加の支援	清瀬市	地域健康づくり推進事業「わいわい竹丘クラブ」	○健康体操や絵・折り紙・踊り・歌など	平成11年 10月
85	5-2	社会参加の支援	多摩市	永山福祉亭の運営	○高齢者寄り合い事業 ○世代間交流事業 ○情報提供事業	平成14年 1月
86	5-2	社会参加の支援	稲城市	ふれあいセンター	○地域の福祉活動推進の拠点を運営	平成9年 10月
87	5-2	社会参加の支援	日の出町	老人福祉センターで実施する生きがい活動等事業	○老人福祉センターにおける、入浴事業、介護予防・健康教室、教養講座、レクリエーション事業、生きがい活動支援通所事業	昭和63年
88	5-2	社会参加の支援	新島村	高齢者教室	○俳句教室、吹きガラス教室	平成12年 4月
89	5-2	社会参加の支援	新島村	敬老演芸会	○敬老演芸会	平成12年 4月
90	5-2	社会参加の支援	新島村	敬老会	○老人クラブ主催による敬老会	平成12年 4月
91	5-3	福祉のまちづくりの推進	江東区	ハンディキャブ	○区内在住の車イス利用者へのハンディキャブの貸し出し	平成2年 5月
92	5-3	福祉のまちづくりの推進	豊島区	ハンディキャブ運行事業	○車椅子のまま乗り降りできるリフト付自動車を区民の参加により運行	平成5年 10月
93	5-3	福祉のまちづくりの推進	武蔵野市	移送サービス事業(レモンキャブ)	○商店主を中心とした地域ボランティアの協力による、福祉型軽自動車の運行	平成12年 10月

番号	章	分類	区市町村	事業名	事業内容	開始年月
94	5-3	福祉のまちづくりの推進	檜原村	やすらぎの湯利用送迎	○やすらぎの湯への送迎	平成 16 年 1 月
95	5-3	福祉のまちづくりの推進	新島村	ふれあいバスの運行	○バスの運行	平成 12 年 4 月
96	5-3	福祉のまちづくりの推進	新宿区	福祉のまちづくりの推進	○障害・高齢疑似体験、講演会の開催 ○新宿やさしいまちガイドマップ(HP) ○福祉のまちづくり連絡会の開催	平成 6 年 4 月

(注 1) 本文中で事例紹介した「地域活動」の候補として、区市町村から推薦された事例である。

(注 2) 事例の内容により、複数の「分類」に該当する場合がある。

(注 3) 網掛けの事業は、本文中で紹介のある事業である。

### ＜本文中で紹介した地域活動の事例＞

- 1 「いきいき貯筋クラブの活動」(世田谷区)・・・3 3
- 2 「グッドネスの活動」(豊島区)・・・3 4
- 3 「転倒骨折予防教室」(日の出町)・・・3 4
- 4 「いきいきウォーキング事業」(日野市)・・・4 1
- 5 「高齢者等地域ケアサポート推進モデル事業」(三鷹市)・・・4 8
- 6 「ミニデイ・目黒区認知症高齢者と家族の会『たけのこ』の活動」(目黒区)・・・5 4
- 7 「認知症高齢者と家族の会『とももの会 ハラッパーズ』の活動」(渋谷区)・・・5 4
- 8 「認知症予防活動(ファシリテーターの育成)」(渋谷区)・・・5 5
- 9 「やすらぎ支援事業」(小金井市)・・・5 5
- 10 「高齢者見守りネットワーク事業」(府中市)・・・6 7
- 11 「介護保険サポーターズ国分寺の活動」(国分寺市)・・・9 6
- 12 「介護モニターの活動」(新宿区)・・・9 9
- 13 「生きがい活動の支援」(中央区)・・・1 0 7
- 14 「『てーねん・どすこい倶楽部』の活動」(墨田区)・・・1 0 7
- 15 「シニア・ボランティア・パソコンアドバイザー養成講座」(葛飾区)・・・1 0 8

## 第4章 その他

## 第1節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会 審議経過等

開催日時		審議内容
第1回	平成17年5月31日	○ 「高齢者保健福祉計画」の作成について
第2回	7月28日	○ 「計画の骨子」に盛り込むべき内容について
第3回	10月7日	○ 「計画の『検討の方向』」とパブリックコメントについて ○ 個別課題の検討について ・ 介護予防・健康づくりの推進 ・ 地域における安心な生活の確保 ・ 社会参加
	10月12日～ 25日	○ 「計画の『検討の方向』」パブリックコメントの実施
第4回	11月10日	○ 「検討の方向」に関するパブリックコメントの状況について ○ 個別課題の検討について ・ 認知症高齢者に対するケア ・ ケアマネジメントの充実 ・ 福祉のまちづくり
第5回	12月20日	○ 「中間のまとめ（案）」について
	平成18年1月23日 ～ 2月8日	○ 「中間のまとめ」パブリックコメントの実施
第6回	2月21日	○ 「中間のまとめ」に関するパブリックコメントの状況について ○ 「東京都高齢者保健福祉計画」（最終案）について

## 第2節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会 委員名簿

(五十音順)

氏名	所属等
浅尾文恵	公募都民
五十嵐さち子	(社団法人) 全国有料老人ホーム協会 事務局次長・総務部部長
石田亘	公募都民
井上恵司	(社団法人) 東京都歯科医師会 東京都立心身障害者口腔保健センター・介護保険担当理事
柏木洋子	(社会福祉法人) 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会副部長
加藤みほ	特別区介護保険担当課長会 (港区保健福祉部高齢者計画・調整担当副参事)
蒲生七郎	(社団法人) 東京都老人クラブ連合会 常務理事・事務局長
荻部尊也	(社会福祉法人) 東京都社会福祉協議会 介護保険居宅事業者連絡会 副運営委員長
川尻禮郎	東京都民生児童委員連合会 副会長
真田正義	東京都シルバー人材センター連合 事務局長
杉村栄一	東京都福祉保健局保健政策部長 (平成17年7月16日から)
鈴木隆雄	東京都老人総合研究所 副所長
鈴木哲美	東京都市町村介護保険担当課長会 (調布市福祉部介護保険課長)
鈴木博之	(特定非営利活動法人) 東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
◎高橋紘士	立教大学コミュニティ福祉学部 教授
田島俊二	特別区高齢福祉主管課長会 (江東区保健福祉部高齢事業課長)
玉木一弘	(社団法人) 東京都医師会 理事
寺田勝彦	公募都民
永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター 主任研究主幹
中根厚夫	東京都市町村介護保険担当課長会 (瑞穂町高齢者福祉課長)
野村寛	東京都福祉保健局高齢社会対策部長 (平成17年7月15日まで)
長谷川登	東京都福祉保健局高齢社会対策部長 (平成17年7月16日から)
原島博	東京都市高齢者担当課長会 (町田市健康福祉部高齢者福祉課長)
丸山浩一	東京都福祉保健局保健政策部長 (平成17年7月15日まで)
宮崎和加子	東京訪問看護ステーション協議会 理事
○和気康太	明治学院大学社会学部 助教授
和田行男	東京都グループホーム連絡会 事務局長

◎：委員長、○：副委員長

### 第3節 東京都高齢者保健福祉計画作成委員会 設置要綱

平成17年5月16日  
17福保高計第70号  
福祉保健局長決定

#### (目的)

第1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく「都道府県老人福祉計画」、老人保健法（平成9年法律第123号）に基づく「都道府県老人保健計画」及び介護保険法（昭和57年法律第80号）に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に検討し、平成18年度から平成20年度までの3か年における東京都の高齢者施策を総括する「東京都高齢者保健福祉計画」（以下「高齢者計画」という。）の作成を目的として、「東京都高齢者保健福祉計画作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (検討事項)

第2 委員会は、高齢者計画に関し、次の事項を検討する。

- (1) 東京都の高齢者施策に係る政策目標と課題
- (2) 介護保険対象サービス等に係る現状及び今後の量の見込み
- (3) 介護保険対象サービス等を提供するための基盤の確保及び質の向上
- (4) 介護保険対象サービス等の円滑な提供を図るための事業
- (5) その他必要な事項

#### (構成)

第3 委員会は、学識経験者、都民団体等、事業者団体等、区市町村、都民等のうちから、福祉保健局長が委嘱する25名以内の委員で構成する。

#### (委員の任期)

第4 委員の任期は、本委員会の終了までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長は、副委員長を指名することができる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

#### (招集等)

第6 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。